平成３０年（フ）第１０１号
栃木県宇都宮市富士見町９番３号　上原市営住宅３号棟103号室
債務者　直井　利和
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第５１号
愛知県豊橋市曙町字測点48－６、住民票上の住所名古屋市千種区鹿子殿17番17号（鹿子殿メゾン・ド・コトー107号）
債務者　石原　勇人
1　決定年月日時　平成30年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第６１号
愛知県蒲郡市三谷町東１丁目141番地　星越マンション202
債務者　スズキ葬祭こと　鈴木　親洋
1　決定年月日時　平成30年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第６５号
愛知県豊川市小田渕町仲松51番地の１　タウニィソウワＡ棟103号
債務者　佐藤　照明
1　決定年月日時　平成30年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第５号
大分県速見郡日出町大字豊岡748番地１　ユーハイツ豊岡106
債務者　豊島　重則
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午後２時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成３０年（フ）第３０７号
東京都東村山市久米川町２丁目５番地30ヴェルドミール久米川303
債務者　大木　道子
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月６日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５４号
沖縄県沖縄市山内３丁目12番36号　宮アパート101号
債務者　髙良　政子
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第３７４号
東京都日野市南平１丁目７番地の21
債務者　守田　大樹
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１０８０号
東京都渋谷区恵比寿西２丁目14番７号104
破産者　株式会社ｍｉｄ　ｆｉｅｌｄ
1　決定年月日　平成30年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２５７号
静岡県浜松市南区遠州浜１丁目９番９号、開始決定時の住所静岡県湖西市新居町新居2456番地の６
破産者　加藤　伊一
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２６号
大分県宇佐市大字長洲907番地の１、破産開始時の住所大分県宇佐市大字四日市886番地の４　フォールシャンス４　103号
破産者　荒木タツノ
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

破産手続終結

平成２７年（フ）第３６８５号
三重刑務所収容中、開始決定時の住所大阪府大阪市都島区友渕町１丁目２－５
破産者　各和　秀幸
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９００号
東京都渋谷区神泉町20番10号
破産者　株式会社マガジントップ
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９４４５号
東京都文京区西片１丁目15番15号
破産者　株式会社メディウイン
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６７号
東京都狛江市東野川４丁目１－18－101、開始決定時の住所東京都狛江市岩戸北２丁目11－１－411
破産者　児泉美智子
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部